奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良県公安委員会 委員長 菊 池 攻

奈良県公安委員会規則第4号

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則

奈良県警察職員定数規則(平成3年10月奈良県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「681人」を「682人」に、「704人」を「705人」に、「726人」を「727人」に、「2,413人」を「2,416人」に改める。

第3条第1項中「737人」を「743人」に、「225人」を「228人」に、「962人」を「971人」に、「1,676人」を「1,673人」に、「121人」を「116人」に、「1,797人」を「1,789人」に、「2,413人」を「2,416人」に、「346人」を「344人」に、「2,759人」を「2,760人」に改める。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。